

# 都市計画法第53条第1項の規定による建築許可の申請事務取扱要領

大村市都市計画課

## 1 許可の基準

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物を建築しようとする場合の都市計画法(以下「法」という。)第53条第1項の許可については、法第54条に定めるもののほか、『都市計画法第53条第1項の許可の基準に関する要綱(平成22年6月11日、大村市告示第136号)』により許可を行なう。

### 参考

#### 《都市計画法第53条第1項の許可の基準に関する要綱(抜粋)》

第3条 市長は許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるときは、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 建築場所が次に掲げる区域のいずれにも該当すると認める区域にあること。
  - ア 法第59条第1項の認可の申請を当面行わない見込みがない区域
  - イ 法第59条第2項の認可の申請が当面行われる見込みがない区域
  - ウ 法第59条第3項の承認の申請が当面行われる見込みがない区域《市、県及び国において事業の実施が当面行われる見込みがない区域を示す。》

## 2 申請をする必要があるもの

法第53条第1項の許可を申請する必要があるものは次のとおりである。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内において建築物を建築しようとする場合。
- (2) 建築物を建築しようとする敷地ならびに駐車場等が、都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内にある場合。

## 3 許可申請に必要な書類

法第53条第1項の許可を申請する書類は別紙「許可申請書」及び関係添付書類とする。

## 4 標準処理期間

法第53条第1項の許可に係る行政手続法第6条の標準処理期間は14日間とする。また、国土交通省、長崎県関係等経由日数を要する場合は21日間とする。ただし、下記の期間は標準処理期間の算定に含まない。

- (1) 申請書類の形式上の不備等の補正に要する期間。
- (2) 審査の上で関係資料をさらに必要とした場合及び協議に要した期間。
- (3) 申請者が申請内容を変更した場合に要した期間。

この要領は、平成22年8月1日以降申請分から実施する。